**賛同署名**

内閣総理大臣　安倍晋三 様

東京高検・検事長黒川弘務氏の違法な

定年延長に抗議し、辞職を求めます（要請）

**【要請の趣旨】**

政府は、定年退官予定の東京高検事長・黒川弘務氏の定年を半年間延長することを閣議決定しました。この

閣議決定は、検察官の定年を63歳と定める検察庁法22条に違反します。根拠とされた国家公務員法81条の3は検察官には適用されない、との政府解釈が長年続いてきましたが、それを一内閣が恣意的に解釈変更するこ

とは許されるものではありません。閣議決定は違法であり、定年延長は無効というほかありません。

　政治権力の検察官人事への介入は、独立公正であるべき検察庁の地位を侵し、刑事司法制度の独立を損なうものです。3月に政府は、検察庁法改正案を国会に提出しました。その中には、検察官の定年延長について内閣ないし法務大臣の関与を恒常的に行える規定が盛りこまれています。これは、先の定年延長の閣議決定後に、急遽、加えられたものと言われています。開き直りともいえる法改正を行うのでは、法治国家の体をなしません。

現在、カジノ汚職事件や河井夫妻の公職選挙法違反事件が表面化し、安倍首相自身も「桜を見る会」に関連した疑惑が浮上しています。黒川検事長の定年延長は、これらの事件の捜査が進むことを阻止し、政権の保身を図ることにあるのではないかと言われています。権力を私物化し、「厳正公平、不偏不党」という検察庁の理念を根底から脅かす事態を、私たちは断じて認めることはできません。

**【要請事項】**

黒川弘務東京高検検事長の定年延長を認めた閣議決定を撤回し、黒川弘務検事長の即時辞職を求めます。

賛同者・賛同団体

住　所

氏　名

（団体名）

（代表者名）

呼びかけ団体　*安倍９条改憲ＮＯ! 全国市民アクション*

ホームページ：http://kaikenno.com　メールアドレス：info@kaikenno.com FAX・03-3221-2558

● 九条の会　　TEL・03-3221-5075 　FAX・03-3221-5076

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7-303

● 戦争をさせない1000人委員会 TEL・03-3526-2920 　FAX・03-3526-2921

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館内

● 憲法9条を壊すな！実行委員会　TEL・03-3221-4668 　FAX・03-3221-2558

〒101-0061　東京都千代田区神田三崎町3-3-3 太陽ビル402市民ネット内

● 戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター TEL・03-5842-5611 FAX・03-5842-5620

〒113-8462　東京都文京区湯島2-4-4　全労連会館４F 2020年4月